

3 中間検査について

川崎市では次のとおり中間検査を実施しています。

- (1) 対象区域 川崎市全域
 (2) 対象となる建築物 次の表の用途・規模・構造に該当する建築物

※1 下記に加え平成19年6月20日の建築基準法改正により、「3階以上の共同住宅で、2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程を含む建築物」が追加されました。

	用途	規模	構造
1	一戸建ての住宅、長屋、兼用住宅又は併用住宅	階数が3以上又は床面積の合計が100㎡を超える	主要な構造形式が木造(丸太組構法を除く。以下同じ。)
2	劇場、映画館、演芸場、観覧場(屋外観覧場を除く。)その他これらに類するもの	床面積の合計が300㎡以上	主要な構造形式が木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造
3	公会堂、集会場その他これらに類するもの	床面積の合計が200㎡以上	
4	病院又は診療所(患者の入院施設があるものに限る。)	床面積の合計が300㎡以上	
5	幼稚園、社会福祉施設その他これらに類するもの		
6	ホテル又は旅館	床面積の合計が500㎡以上	
7	共同住宅、寄宿舎又は下宿 ※1	床面積の合計が1000㎡以上	
8	学校又は体育館	床面積の合計が2000㎡以上	
9	博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場	床面積の合計が500㎡以上	
10	店舗、飲食店、遊技場その他これらに類するもの	床面積の合計が200㎡以上	

(3) 指定する工事工程

木造	屋根工事の工程
鉄骨造	1階を含む鉄骨建方工事の工程
鉄筋コンクリート造 (鉄骨鉄筋コンクリート造)	2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程

※2 中間検査の対象の有無、申請の時期などは建築確認申請時に窓口で確認してください。

問い合わせ先

- ア 階数が2以下の木造一戸建て住宅、兼用住宅、併用住宅又は長屋で延べ面積が100㎡を超えるもの

意匠南部班(川崎区、幸区、中原区、高津区) Tel. 200-3016、200-3044

意匠北部班(宮前区、多摩区、麻生区) Tel. 200-3045、200-3046

- イ 上記以外のもの

構造班 Tel. 200-3019、200-3023

4 手数料について(平成24年5月現在)

(1) 建築物の確認申請、計画通知又は検査の申請手数料

床面積の合計（中間検査については、中間検査を行う部分の床面積の合計）	確認申請手数料	中間検査申請手数料	完了検査申請手数料	中間検査を受けた場合の完了検査申請手数料
	1件につき	1件につき	1件につき	1件につき
30㎡以内のもの	10,000円	15,000円	16,000円	15,000円
30㎡を超え 100㎡以内のもの	18,000円	18,000円	19,000円	18,000円
100㎡を超え 200㎡以内のもの	28,000円	23,000円	25,000円	24,000円
200㎡を超え 500㎡以内のもの	36,000円	32,000円	34,000円	31,000円
500㎡を超え 1,000㎡以内のもの	66,000円	52,000円	58,000円	55,000円
1,000㎡を超え 2,000㎡以内のもの	93,000円	70,000円	78,000円	75,000円
2,000㎡を超え 5,000㎡以内のもの	160,000円	100,000円	120,000円	110,000円
5,000㎡を超え 10,000㎡以内のもの	280,000円	160,000円	190,000円	180,000円
10,000㎡を超え 30,000㎡以内のもの	370,000円	210,000円	240,000円	230,000円
30,000㎡を超え 50,000㎡以内のもの	460,000円	260,000円	300,000円	290,000円
50,000㎡を超えるもの	900,000円	530,000円	610,000円	600,000円

床面積の合計の算定方法は次による。

- (1) 建築物を建築する場合（(2)に掲げる場合及び移転する場合を除く。）
⇒ 当該建築に係る部分の床面積
- (2) 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）
⇒ 当該計画の変更に係る部分の床面積の1/2（床面積が増加する場合にあっては、当該増加する部分の床面積を加えること。）
- (3) 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（(4)に掲げる場合を除く。）
⇒ 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の1/2
- (4) 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合
⇒ 当該計画の変更に係る部分の床面積の1/2

建築物の建築等の計画に判定建築物※が含まれる場合の加算額（1判定建築物につき）

判定建築物の床面積の合計	構造計算が国土交通大臣の認定を受けたプログラムによる場合(再計算)	構造計算が国土交通大臣の定めた方法による場合(ピアチェック)
1,000㎡以内	110,000円	159,000円
1,000㎡を超え 2,000㎡以内	137,000円	212,000円
2,000㎡を超え 10,000㎡以内	150,000円	243,000円
10,000㎡を超え 50,000㎡以内	190,000円	321,000円
50,000㎡を超えるもの	322,000円	590,000円

※「判定建築物」…構造計算適合性判定を求める必要がある建築物又は建築物の部分

(2) 建築設備等の確認又は検査の申請手数料

建築設備等の区分	確認申請手数料	計画変更確認申請手数料	完了検査申請手数料
	1件につき	1件につき	1件につき
小荷物専用昇降機以外の建築設備	17,000円	10,000円	21,000円
小荷物専用昇降機	8,000円	5,000円	13,000円
工作物	15,000円	9,000円	15,000円

5 用途地域及び道路調査について

- (1) 川崎市都市計画図にある用途地域、地区、都市施設等の位置、区域等に関するお問い合わせは、まちづくり局計画部都市計画課となります。(Tel. 200-2712)
また、敷地が2以上の用途地域にわたる場合には、事前に必要な資料を確認のうえ都市計画課の窓口で図面に地域境の記入を受けてください。
- (2) 建築基準法の規定による道路の扱いに関しては、まちづくり局指導部建築指導課道路調整班窓口にご来庁のうえ、お問い合わせください。
なお、電話でのお問い合わせは、間違いのもととなりますので、お答えしておりません。

関係部署のご案内

明治安田生命 川崎ビル	1 1階	まちづくり局指導部建築指導課
	7階	まちづくり局指導部建築審査課
	5階	まちづくり局計画部都市計画課

